

奈良県告示第四百四十二号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年八月七日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所	所在地	名称	廃止年月日
橿原市内膳町五―五 ―九	橿原市内膳町五―五 ―九	奈良県木材協同組 合連合会	平成二十七年七 月二十七日